

## 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方、地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制は余りにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国益のために行っているものも少なからず存在する。

現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等の継続的な経費への活用にはおのずと限界がある。

したがって、国は、地方消費者行政の充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うとともに、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位・待遇も、期限付きの非常勤職員の扱いが大半でありその地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。また、その待遇は消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言いがたい。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定及び待遇の改善に向けた制度の整備が重要である。

よって、国においては、地方消費者行政の支援に関する下記の事項について速やかに措置されるよう強く要請する。

### 記

- 1 実効的な財政措置を行うこと。
- 2 地方自治体にとって利用しやすい制度設計を提示すること。
- 3 消費生活相談員の地位・待遇の向上を図ることができる任用制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

沖 縄 県 議 会

衆	議	院	議	長	} あて	
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		臣
総	務		大	臣		
財	務		大	臣		

消費者及び食品安全担当大臣